

#### 第1条（電子納品）

本業務は、電子納品対象業務とする。

電子納品とは、測量、調査、設計、などの各業務段階の最終成果を電子データで納入することをいう。

ここでいう電子データとは、第2条に示す適用図書に基づいて作成されたものを指す。

なお、電子化が著しく困難なもの（スキャナー等により電子化しないとイケないもの。署名又は押印の必要な資料、伝票、ミルシート、カタログ等）は、紙ベースのみの納品とする。

また、提出された CAD データを、当該施設に係る工事の受注業者に貸与し当該 工事における施工図及び当該施設の完成図の作成に使用する等、建築設計業務委託契約書の規定の範囲内で利用するものとする。

#### 第2条（適用図書）

電子データの作成等については、国土交通省の要領・基準（案）等に準ずる。

#### 第3条（成果品の提出）

- 1 電子納品の対象とする項目については、別途監督員と協議し定めるものとする。
- 2 第2条に示す「適用図書」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する必要はない。
- 3 電子媒体は CD-R とする。なお CD-R は IS09660 フォーマット（レベル1）とし、CAD データファイルのフォーマットは SXF(SFC) とする。
- 4 成果品は、第2条に示す適用図書に基づいて作成した電子データを電子媒体で2部提出する。**電子媒体の作成にあたり、成果品の確認用に無償ビューアを CD-R に格納する。**
- 5 「紙」による成果品の提出は電子納品の提出に関わらず指定部数を提出する。
- 6 チェックシステムによるエラーリスト一覧
- 7 その他、疑義が生じた場合は別途監督員と協議するものとする。

#### 第4条（電子納品に関わる費用）

電子媒体作成に関わる費用については、受注者の負担とする。